

令和7年5月12日

「海洋地球研究船「みらい」停船処理に係る
船舶見学会及び情報提供の実施」に関する募集について

国立研究開発法人海洋研究開発機構
経理部長 酒匂 義弘
(公印省略)

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）が所有する海洋地球研究船「みらい」（以下「みらい」という。）の停船に伴い、「みらい」の停船処理に係る船舶見学会及び情報提供を実施いたします。つきましては、本件に関心がある者は、下記に基づきご応募ください。

1. 件名

「海洋地球研究船「みらい」停船処理に係る船舶見学会及び情報提供の実施」

2. 対象船舶 海洋地球研究船「みらい」

別紙1 要目表のとおり

3. 実施内容

(1) 船舶見学会

令和7年6月24日（火） 13:30～

三菱重工業株式会社下関造船所大和町工場 於

詳細は個別調整時にお知らせいたします。

(2) 図面閲覧等の情報提供

船舶見学会時において、船舶内で提供いたします。

※4. の関心表明書（様式1）及び機密保持念書（様式2）の事前提出が条件となります。

4. 応募方法

(1) 募集の期間 令和7年5月12日（月）から令和7年6月11日（水）

(2) 参加を希望する者は、以下の提出書類を作成し、令和7年6月11日（水）12:00
までに5. に記載の提出先へ、電子メールにてご提出ください。

(提出書類)

(1) 様式1 関心表明書

(2) 様式2 機密保持念書

5. 連絡先

国立研究開発法人海洋研究開発機構 経理部契約調整課

「みらい」停船処理担当

keiyaku-emg*jamstec.go.jp (*を@に変える)

以 上

令和 年 月 日

国立研究開発法人海洋研究開発機構
経理部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

海洋地球研究船「みらい」の停船処理への関心の表明について（関心表明書）

海洋地球研究船「みらい」の停船処理への関心を表明します。

<本件に関する担当者の連絡先>

所属： _____

役職名： _____ 氏名： _____

電話番号/FAX 番号： _____

E-mail アドレス： _____

海洋地球研究船「みらい」停船処理に係る船舶見学会及び情報提供の実施概要

1. 船舶見学会

「関心表明書」及び「機密保持にかかる念書」を提出後に、希望者に対し情報提供の一環として、船舶見学会を実施します。

1)開催日時:

令和7年6月24日(火)

2)開催場所:

三菱重工業株式会社下関造船所大和町工場 於

詳細は個別調整時にお知らせいたします。

3)留意事項:

船舶見学会への出席は、入札(または公募)への参加の必須条件ではありません。

2. 情報提供期間

関心表明書及び機密保持にかかる念書を提出頂いた者を対象に、ご要望に応じて、可能な範囲において資料等の情報提供を実施します。

1)提供日時:

船舶見学時において、船舶内で提供いたします。

以 上

国立研究開発法人海洋研究開発機構
経理部長 殿

機密保持に関する念書

弊社は、貴機構から、「海洋地球研究船「みらい」停船処理」の手続き（以下「目的」という）のために、関連する情報提供を受けるにあたり、下記各項目の内容を遵守し、これに違反しないことを誓約致します。

記

1. (機密情報)

弊社は、令和7年5月12日から令和7年6月25日までの間（以下「開示期間」という）に、「目的」に必要かつ相当と認められる範囲において貴機構から開示を受ける海洋地球研究船「みらい」についての、以下に指定されたものを機密情報（以下「機密情報」という）として認識し、善良な管理者の注意をもって管理および使用致します。

(1) 上記の期間において、書面もしくは媒体による開示、または口頭により開示されたすべての情報

2. (守秘義務)

(1) 弊社は、貴機構から開示された「機密情報」を、貴機構の事前の書面による承諾なく、「目的」のために開示が必要とされる特定の担当者および作業従事者以外のいかなる第三者にも開示または漏洩しないものとします。

(2) 弊社は、「機密情報」が開示された前項の特定の担当者および作業従事者が、守秘義務を履行するよう適切な措置をとるものとします。

(3) 弊社は、貴機構から開示された「機密情報」を、「目的」以外に使用しないものとします。

(4) 弊社は、貴機構から開示された「機密情報」を、弊社が「目的」のために複製した場合、その複製物についても、「機密情報」と同様の義務を負うものとします。また、機密情報に接した個人の記憶に保持される残留情報についても「機密情報」と同様の義務を負うものとします。

3. (義務の免除)

上記1.～2.に定める弊社の義務は、以下のいずれかに該当する情報に対しては、適応されないものとします。

(1) 開示期間の始期において既に公知であったもの、または開示期間開始後に弊社の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

(2) 開示期間の始期において法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から合法的に取得し既に所有しているもの、または開示期間開始後に法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得するもの

4. (情報の返還)

弊社は、貴機構と「目的」の終了を確認したときもしくは貴機構から返還の指示があったときには、貴機構から開示されたすべての「機密情報」（複製物を含む）を直ちに貴機構に返還するとともに、目的遂行上、弊社が一時保存等を行うにあたり作成した複製物（写真媒体、電子データ媒体、書類問わず一切の有体物一切）は、貴機構の指示に従って廃棄するものとします。

5. (守秘義務の適用対象と存続期間)

本念書は、開示期間に開示された「機密情報」に対して適用されるものとし、守秘義務の有効期間は開示期間の始期から始まり開示期間終了の翌日から10年経過した時点までを終了するものとします。

6. (損害賠償)

弊社は、本念書に違反したことにより貴機構に損害を与えた場合、当該損害を賠償致します。

以上

令和 年 月 日

会社名 :

所在地 :

部署名 :

役職名 :

氏名 :

印